

平成27年第8回せたな町議会臨時会

平成27年11月24日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務厚生常任委員会調査報告
- 5 議案第 2号 せたな町医師確保対策の措置に関する条例について
- 6 議案第 1号 平成27年せたな町病院事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 細川伸男君 | 2番 | 神田和浩君 |
| 3番 | 江上恭司君 | 4番 | 本多浩君 |
| 5番 | 石原広務君 | 6番 | 榊田道廣君 |
| 7番 | 大湯圓郷君 | 8番 | 真柄克紀君 |
| 9番 | 平澤等君 | 10番 | 大野一男君 |
| 11番 | 熊野主税君 | 12番 | 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 西村晋悟君
財政課長 佐々木正則君
国保病院事務局長 小林安晴君
国保病院事務局次長 中川譲君
財政係長 吉田有哉君

《大成総合支所》

総合支所長 堂端重雄君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長 篠 塚 三 喜 郎 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君

事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 書 記 松 林 功 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成27年第8回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、細川伸男君、2番、神田和浩君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎日程第4 総務厚生常任委員会調査報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、総務厚生常任委員会調査報告を行います。

平成27年11月2日開催した第7回せたな町議会臨時会において、総務厚生常任委員会に付託しました平成27年度せたな町病院事業会計補正予算第2号について総務厚生常任委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10番（大野一男君） せたな町議会総務厚生常任委員会で調査した平成27年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）について調査報告をいたします。

本事件の調査日時、調査資料はお手元の調査報告書のとおりであります。

調査結果は①貸付けする医師については、特別扱いせずに貸付条例を制定すること。②議会手続については貸付け仮契約締結、補正予算の議決、貸付本契約締結の順序とすること。契約書には貸付条件、免除規定、連帯保証人などの詳細を取り決めること。③医師が現在勤務している職場長への挨拶など礼儀を尽くすこと。

以上で調査報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） ただ今の委員長報告について質疑を許します。質疑ございませんか。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

◎日程第5 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 議案第2号は補正予算に関連しますので先に審議いたします。

日程第5、議案第2号 せたな町医師確保対策の措置に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは議案の5ページからでございます。せたな町医師確保対策の措置に関する条例についてであります。せたな町立国保病院及び同診療所における医師確保対策の強化を図り、本町の医療体制の充実に資するため本条例を制定しようとするものであります。

内容については病院事務局長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） それでは6ページをお開き願います。せたな町医師確保対策の措置に関する条例です。第1条の目的です。この条例は、せたな町立国保病院及び同診療所における医師法に規定する医師を採用するに当たり、他の市町村及び公益財団法人等から奨学または修学資金の貸付けを受けた者で、本町の医療体制の充実に資するために有為な医師であると判断される場合には、当該医師に対して公的貸付け団体への一括返還に必要な資金を貸与する措置を講ずることにより、本町の医師確保対策の強化を図ることを目的とするということです。

第2条の資格ですけれども、申請時において現に公的貸付団体に対し返還未済額のあるもので、町長の定める期間まで国保病院等の医師として勤務できる者としています。

第3条、貸付金額及び期間等ですが、貸与資金は申請時における公的貸付団体の返還未済額以内とし、利息は付さないものとしています。2項では、貸与資金の貸付期間は10年以内とし、貸付金額等に応じて町長が別に定めるとしています。

第4条、貸与資金の申請等ですが、貸与資金を借り受けようとする者は申請書を提出しております。2項では、申請時、町長は予算の定めるところにより、貸付の可否及び貸付金額並びに貸付期間を決定し、申請者に通知するものとしています。

第5条の連帯保証人ですが、連帯保証人は1名とし独立の生計を営む青年者でなければならない。2項では、連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情により、適正を失ったとき新たな連帯保証人を定め町長に提出するとしています。

第6条、誓約書の提出ですけれども、貸付決定を受けた者、連帯保証人と連署した誓約書を町長に提出するとしています。

第7条、貸与資金借受け者の義務ですが、貸与資金借受け者は自己申請した期限までに国保病院等の医師として勤務し、引き続き貸与資金を借り受けた期間に相当する期間について医師の業務に従事しなければならないとしています。

第8条、貸与資金の償還ですが、貸与資金の償還は貸付総額の3分の2に相当する金額を勤務開始の日から貸付期間の満了する日までの期間に応じて償還しなければならないとしています。

第9条、償還の免除ですが、貸与資金の貸付総額から前条に定める償還金額を差し引いた金額について償還を免除することができるとしています。

第10条、貸与資金の返還ですが、貸与資金借受け者が第7条に規定する義務を履行しない場合、当該事由の発生した日の属する月の翌月から3カ月以内に借り受けた貸与資金の償還未済額について返還しなければならないとしています。

第11条、返還の減免についてですが、減免については返還の全部または一部を減免することができるとし、1号では死亡したとき、2号では災害疾病その他のやむを得ない理由により、貸与資金返還債務の履行が困難と認められるに至ったとき、3号として町長が特に認める時としています。

第12条、延滞利息についての情報でございます。

第13条については、委任についての条項としています。附則としてこの条例は公布の日から施行するものがございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 事務長から説明受けましたけど、例えば第3条の2項ですか、貸与資金の貸付期間は10年以内として貸付金額等に応じて町長が別に定めるといようなことありますが、これに対して規則、あとはその次の第4条資金を借受けようとするものは町長が別に定める申請書を提出しなければならないということですが、例えばこの様式などはもう既に用意してありますか。ほかにも規則とか、ここも規則いるよなというところがあるんですが、今の段階で規則あるいは様式すぐに出せるような状況でしょうか。出せるのであれば提出いただきたいと思っておりますけど。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 原案はだいたいはできているんですが、この条例が可決された段階で正式に規則を作りたいこのように思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 1問目でまだ答弁いただけてないんですが、条例が可決したあと規則を作るってことなんですけど、今の段階で様式など規則などがないということで理解していいですか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 様式はあるというか、決裁を取るために様式はあります。正式にはまだ決裁を受けてないという段階ですが様式はあります。それと先ほどの町長が別に定める第3条の2項ですか、貸付金額等に応じて町長が別に定めるとかという質問があったんですけども、これに関しては案ですが、案ですからちょっと言わないほうがよろしいですか。まだ決裁とった段階ではありませんので、案は持っているんですけども、町長が別に定めるというこの条例に対する規則案です。今それ質問されましたよね。

○5番（石原広務君） はい。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 案は持っているという段階ですけども。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 私の認識がおかしいのかもしれませんが、案があるのであればそれを合わせた中できょう議論して協議しながら議決と思うんですけど。その辺に関してはいかがなんでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 先ほど最初の質問に対するお尋ねということで2回目の質問としてはカウントしていませんが、今の質問はどういう趣旨なんでしょう。最初の質問が不明確だという意味ですか。

○5番（石原広務君） そうです。

○議長（菅原義幸君） 回数のカウントの問題がありますから確認しておきます。今のお尋ねについて事務局長。

理事者から休憩の求めがございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再会 午前11時44分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

小林局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） それでは規則の案ですけどもとりあえず様式含めて揃いましたので配付します。

(資料配布中)

○議長（菅原義幸君） 配付漏れはございませんか。

それでは引き続き質疑を許します。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 今もらったのはあれなんですけれども、この条例に書く文章上の問題でちょっと疑問のあるところ第1条がまず一つ、奨学又は修学資金の貸付を受けた者で、本町の医療体制の充実のために有為な医師であると判定された場合となっておりますけど、これ非常に微妙な条例だと思うんです。どの町村も医師確保の問題は微妙だと思うんです。そういうことを考えるなら奨学資金をうちでも出してますけど、それはやはり人材を確保するために出しているわけでしょ。そういうことを考えるならやはり本人の意思をはっきりさせた上での、こういう充実のためのふうにしたほうが僕はいろいろな形でこれが他町村でも見られるし、何かこれ文章見ていけば本町の医療、我が町だけのことでやってるような感じの文章で、その辺のやはり一番重要なのは本人の意思だと思うんです。その辺がきちんとやっぱり僕は何らかの形で書かれていた方がいいのかという点と、それと5条の問題で、総務の常任委員会の中で特別扱いせず貸付条件について行うということ書いてるけど、一人というのはどういうことなのか、それとあと12条の10.9%、これ普通、僕ら町民だったらこうではないと思うんですけど、この3点について伺いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず第1条目的に係る部分であります。条例では有為な医師ということで整理をさせていただきました。当然これは本人の意思が真っ先に来ると思っております。本人が、せたま町に勤めたいというこれが前提でございます。その中におきまして、私たちは有為な医師であるかどうかという判断をして、しっかり我がまちの医療に従事していただけるということを確認をして、以下の条文に従って貸付を行うということでございますので、当然本人の意思というのは一番先に来るものと。ただそれは本条例に目的として、文言を加えるというものではないのではないかと思っております。

それから続きまして連帯保証人の関係であります。これは私たち奨学資金の条例を持っておりますが、それは学生ということで連帯保証人2人とさせていただいておりますが、今回は医師の免状をすでに取得して第1戦で働く医師ということでございまして、中でも独立の設計ということで整理をさせていただきました。この独立の生計というのは、世帯が独立しているという意味ではなくて、一定の所得を有し連帯保証に耐えるものとしたところでございまして、十分この保証は担保されると考えております。

それから年額の延滞利息の10.95%でございますが、これは我がまちの延滞利息と整合性を図った。ほかの延滞金についても同じでございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 1条の問題はわかっているんです。だけど、ほかの知らない人がこの文書を見たときに、そういう誤解を招くのではないんですかということなんです僕が言っている

のは。それであとは連帯の保証人の問題を含めては僕はこの常任委員会の特別扱いせず整合性という問題で、それでいいのかという感じの常任委員会が、そういう要望を町に出してても町はこれでいいんだというならそれはそれでいいんですけど、1条については、ただばつとこの文章見たときに、これこれから条例化されればインターネット含めてほかの町村でも見ますから、そのときに何となく、まちのことだけを考えた医師体制のように感じる文章に感じますので、町長言っていることはわかっているんです。その辺をきちんと何かの形で明らかにするべきじゃないかというのは、私の考えていることです。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員おっしゃることも十分理解したところでございますが、ただ本条例につきましては、やはりしっかりした医師であるということが、今回随分多額の貸付けをこの条例では想定しているところでございまして、そういったものを担保するという意味からこの文言ぜひご理解いただきたい。ただ、我がまちで一生懸命地域医療に当たりたいという先生については、さまざまな確保対策の条文で整理させていただいておりますので、これは多分先生にとりましては魅力的な医師確保対策の条例と受け止めていただけるものと思っております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員よろしいですか。

○3番（江上恭司君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 私としてはまだ1問目の途中かという認識で、今資料を手元にして説明なりがこれを基にあるのかと思って時間の無い中少し見させていただいたんですけど、詳細がきちんと規則として出されてる部分と、何も条例で出してきた部分と何も変わらないという理解もしてしまう部分があるので、なんかこれを基に補足説明なりが聞けるものなりと思ったんですけど、事務長どうなんでしょうか。これを基に説明とか答弁いただけます。

○議長（菅原義幸君） 事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 条例のどの部分でしたでしょうか。もう1回すみません。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 例えば先ほど議案として出された第3条の2項で貸付金等に応じた町長が別に定めるという部分では、どこが該当するのか。そういうところを詳細で説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 規則案の部分でいきますと、第3条の貸付金額及び機関等の中で第3条第2項に規定する貸付金額等に応じた貸付期間は、国保病院等の医師として勤務するものとの協議により決定するというので、これ町長が別に定める規則としております。

○議長（菅原義幸君） 2回目の質問ということでよろしいですか。

石原議員。

○5番（石原広務君） それであれば条例のほうでは、貸与資金の貸付期間は10年以内、今の小林事務長からの説明だと、協議の上でこれ以内で決定するという理解の仕方ではないんですか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） そのとおりで理解していただいていると思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） まだ冒頭で説明があると思いついてしまったので、まだ聞きたいところがあるんですが、回数の制限もありますので併せて別は質問させていただきます。

保証人に関しては2人から1人になったという説明は、先ほど江上議員の質問から町長答弁いただきました。前回11月2日に平澤議員が、貸付金の償還方法10年償還というふうな資料から質問してたんですが、その時も答弁ありましたが、それとの今回出された資料その整合性について再度お尋ねします。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 11月2日のときは減免の関係ですよね。町長から8年以上。

○議長（菅原義幸君） 答弁者交代します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の条例は一般的な医師確保の強化に対する条例と受け止めていただきたいと思います。条例が通りましたら当然、今予定している医師についての補正を行いますので。そのときにその部分についてはお答えをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 石原議員お尋ねですからお答えください。

石原議員。

○5番（石原広務君） どの補正予算なんかも予算含めて、補正予算も条例が絡めば先に議案として1号、2号順序逆になった中で、条例を協議しながら補正の形になると思うんですけど。それにいく段階で今の段階では説明いただけないということですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。あくまでも今回のこの医師確保対策に関しての条例であります。スタンダードな条例と、一般的な医師確保対策の強化の条例と受け止めていただきたいと思います。ですから個別の案件、当然今後いろいろな案件が出てくるかと思えます。したがって、その都度やはり議会にお諮りすべきものと。したがって、今回は改めて補正をお願いするということになりますので、その中でお答えしたほうが、わかりいいかと思えます。あくまでも一般的な医師確保対策の条例と受け止めて、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 修学資金の返還確定通知書ですか。この内容で結局20年から26年の間、これだけ残高が残ってますよということで理解してよろしいんですか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 今細川議員が見ているのは償還書と利息の通知書ですね。先生の。平成20年に先生が借りて26年まで借りてた6年間借りていた分の通知書でございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 今回の条例とは関係ないというものも、結局、先ほど言った1条の中に有為な医師であるということから採用しますということですよ。なんていうかこの条例に基づいて、まちで医師確保しようということでこの条例を出してますよね。違うんですか。あくまでも医師確保に関係なくこの条例をただ作るということだけの条例なんですか。その辺だけちょっとお聞かせください。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず整理していただきたいのは、今提案している条例につきましては、医師確保対策に関する条例と、対策の強化に関する条例ということでございまして、これは特定の医師を考えているということではございません。当然あの対象になる医師もこのあと補正の中で提案をいたしますけれども、これはあくまでも我がまちの医師不足に対応するための条例と受け止めていただいて、今議員の質問の案件につきましては、補正予算の中でひとつお答えをさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） まずわかりました。これ一般的な条例と理解して、では後ほど補正予算に出てくる部分で今の件も含めて再度また質問したいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅原義幸君） ただ今から午後1時まで昼食休憩に入ります。

休憩 午後 12時04分

再会 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

日程第6、議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、先ほどご審議をいただきました、せたな町医師確保対策の措置に関する条例に基づきまして、資本的収支において新採用の医師に対する貸付金について補正をお願いするものであります。

内容につきましては病院事務局長より説明をいたさせます。

ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） それでは議案の3ページお開き願います。1款せたな町立国保病院資本的支出、3項投資、2目1節貸付金2,548万1,000円、新採用医師貸付金であります。2,548万1,000円につきましては損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長から特段の発言ございませんか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、ひと言お詫びとお願いを申し上げたいと思います。まずは午前中提案をいたしました議案第2号条例案につきまして議決をいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。そこで先般、国保病院の医師確保対策に係る予算措置などの提案につきまして、提案の内容あるいは私の不十分な説明から審議に支障を来すなどの事態を招き、議員各位に大変ご迷惑をおかけいたしました。さらに町民の皆様や現場の職員にも大変ご心配をお掛けしたことについて深く反省し、ここに改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

現在の医師体制の置かれている現状から医師確保対策は喫緊の課題となっております。現行制度の中で取り入れる対策だけでは大変厳しい状況にありますことは、ご理解いただいているものと存じます。今後の対策の枠を広げた医師招聘の仕組みが必要であると痛感している次第であります。つきましては、これまで縷々ご指摘をいただきましたご意見などについて、内容

を整え医師確保の強化対策ということで条例案を先ほどお示しをし、議決をしていただいたところでございます。それにしがいまして、本補正予算案を提案させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） それではただ今から質疑を許します。質疑ございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 午前中は条例案の中でいろいろ質問させていただきましたが、前回と重なる部分もあるかと思えますけど、再度確認という意味で質問させていただきます。午前中に大野委員長から委員会の調査報告ということで報告がありましたが、調査結果の中に③の医師が現在勤務している職場長への挨拶ということは、これは前回の議会で江上議員も同様の発言もしてましたし、自分もその中で質疑をさせていただきますが、職場長への挨拶ではなくて当該医師が奨学金を借りた公益財団法人との何らかの協議があったか、その辺の確認をさせてください。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ございません。ただ今の質問でございますが、当該関係をしている医師と十分ご相談をさせていただいた上で、しかるべき判断をしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） ございませんというのは、職場長への挨拶ということがなかったと理解していいんですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは、これからの発生する部分ということでございます。正式に申請を受けて、本来の契約行為を進めた中で医師と十分その辺は相談させていただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） それでは奨学金を借りた公益財団法人の振興財団というふうに、固有名詞前回言いましたけど、今はあえて申しませんが、そここの話はしてない。これからする可能性がある。その上でこれは確認ですけど、利息についても再度説明いただけませんか。貸与総額は1,900万だけでも、貸与利息額それが利率が何パーセントなのかも含めて再度確認の意味でご答弁いただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは前回も答弁差し上げてるかと思えますが、これは年率10%でございます。6年に渡って借入れがされている。借入れの都度年率10%で利息の計算がなされているとご理解いただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 今回このお医者さんと医師確保を含めた、前も1条に町長が言ってい

るように本人の意思を含めて非常に大切な問題ですけど、このお医者さんをこういう形でせつな町の病院に勤務したいという形は、どういう形でそれを確認していったのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 前にも話したとおりこの先生はうちに今4月から勤務している先生と元同じ職場だったということもありまして、その先生が今回お渡ししました先生を紹介していただいたという経緯がございまして、そういう流れの中で今回この先生となりました。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 4月まで勤めていた先生が本人を知っているので、紹介してそしたらその本人の確認はどういう形で誰がしたのか、そこをもう1回聞きます。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 紹介されまして先生が1度こちらの病院に見学に来まして、そのときにうちの院長にもお会いしたんですけれども、そのあと帰りまして先生からメールにて、いい病院だったと。ただ来年4月に勤務したいとも思うんですけれども、そのときにこの財団の貸付金のお話をいただいたという経緯はあります。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） ということは本人とこちら側の関係者は、例えば病院の事務局長だとか町長だとか含めては、本人と直接その確認はしなかったということになると思いますけど、そういうふうなことになってるかどうかという問題と、もう一つ最後は利息の問題で毎月10%です。でも僕は余り意味理解できないものだから、もし6年間こういうふうに借りて、こういうふう利息がついて行きましたという資料あれば出してほしいと思います。

以上。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 利息計算の資料はあります。

○議長（菅原義幸君） 配布してください。

○国保病院事務局長（小林安晴君） はい。

○3番（江上恭司君） 本人確認してないんでしょ誰も。ただ先生だけの話でしょ。こっちに来たって本人の意思。

○議長（菅原義幸君） 町長なり事務局長なりは当該医師と接触してないんですか一切。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 先生には会ってきて確認してます。

○議長（菅原義幸君） それ答弁しなきゃダメでしょ。質問者そういう質問してるんだから。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 先生本人にはこちらに来たいということでは確認はとっております。

○議長（菅原義幸君） だから事務局長が面会してるってことなんでしょう。

○国保病院事務局長（小林安晴君） はい、私が。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか江上議員。

○3番（江上恭司君） はいわかりました。

○議長（菅原義幸君） 資料コピー終わり次第配付いたします。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 今の関連ですけれども、先ほど利息が10%という話ですございますけれども、この奨学資金で10%も付くような奨学資金あるのかと、単純にですよ。ということは10%付いた原因がここにあるのかと。不履行をしたために10%が付いたとか、何らかの影響があって10%が付いたのか、その辺の内容だけわかれば教えてもらいたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 中川次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） のちほど資料で詳細な部分ご説明いたしますけれども、今回の医師を確保するに当たって実際に奨学資金がいくらあるんだと。そういうことで以前にお配りした確定通知書をまずいただいています。その中で実際に産業医科大学、こちらの奨学資金の内容がどうなってるのかというのを調べさせてもらったんですけども、その中で奨学資金の貸与規則、規則をきちんと設けながらその中で授業料、それと実習分の相当分それらを貸付してきたものに貸付した日から卒業する月の末日まで、この期間を要は年10%で計算して、利息を付与するという規則になっております。

○議長（菅原義幸君） 今資料配布いたします。

（資料配布中）

○議長（菅原義幸君） 配付漏れはございませんか。

それでは配付資料に基づいての説明を求めます。

中川事務局次長。

○国保病院事務局次長（中川 譲君） 先ほどの説明に今回のお配りした資料の部分をつけ加えながらご説明しますが、この貸付資金の先ほど言いました貸与規則、この中で第5条の中に奨学資金の種類と貸与額というものが謳われております。この中では入学料相当分これが71万8,000円、それと授業料相当分これが年額257万9,200円、それと実験実習費相当分これが年額50万ということで修学資金の種類ということで貸与規則の中で謳っております。これを基に第9条の中で実際に奨学資金の貸与という条項が謳われているんですけども、その中で入学料相当分、これについては入学する年度の4月末日までに全額を貸与する。それと2項では授業料相当分それと実験実習費相当分については年額257万9,200円と年額50万ですけれども、これをそれぞれ4月末日と10月末日年間2回に分けて貸与するという貸与規則になってます。それを基に今お配りした利息計算書ですけれども、1年次の前期後期これは4月と10月をいってますけれども、これ以降1年次、2年次、3年次、4年次、5年次、6年次6年間に渡って4月末日と10月末日にそれぞれ貸与しております。その利息計算の方法ですけれども、表の2つ目に利息総額というところが書いてありますけれども、利息額については貸与額掛ける0.1、要は10%です。10%掛ける算出期間割る365日、これで計算し

たものが利息の総額ということで628万7,154円の計算の方法となっております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。それではほかに質疑ございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） こういう利息の金額で、これでいいということで本人が借りたんだから、当然それに対して私がどこということにはならないと思います。けどもただ普通の感じからいって、その10%、年利にして10%なんていうのはちょっとどうなのかと。こういう学校で、今そういう生徒が医者になろうとしてる状況の中で、貸出したほうとしてやはりいくら授業料も貸すよ、何も貸すよ。そのかわり10%よこせよと。今の時代にそういう学生に対して、これから勉強して医者になろうとする人に、10%も出してそのなんていうか利息をよこせということには、どうも不思議でならないので、その辺まちとしてこの団体は、この資料を求めたときに、そんなおかしいことはしてないと思いますけども、通常、我がまちでもそうだけでもその市町村だって、この修学資金ですか。どうやったってこんな昔の話でトイチです。昔の。そんな利息分の計算の仕方なんてとんでもない話で、今だってこんな利息の延滞利息は別です。普通の利息でましてそういう学生がこれから勉強して医者になろうとしてる人にこういうような利息の付け方する団体そのものが、私はいかがかと思しますので、その辺はどうなんですか本当のことを。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。前回、産業医学振興財団の理事長名での修学資金返済債務総額確定通知書をお手元に差し上げてあるかと思いますが、私たちはこれを信頼するという事しか今のところございません。多分これはそれだけ産業医科大学の関連の施設で勤務を期待をしているといいますか、そういうことではないかと、これは推測の域を脱しないわけですが、そういうことでございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 当然この団体からは求めた分でこれが提出されたのはわかります。ただ、これからのその本人がこの団体と契約してることは間違いないと思います。本人から契約書とるのが1番早い段階で、こういう団体から取る前に本人から今現在こういう当初契約はこうなってます。お互いに印鑑押していることですから、本人からとれば1番早い話でこれを出したから信用する、しないとかは問題なくて、先ほど事務局長が言ってるように本人と面談して本人がこういうわけで支払いあるんですというならば、本人から当時のお互いに朱肉を押したその契約書なりあれば全然問題ないと思うけども、その辺の本人からの契約書はとってないんですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 実は本人から幾ら返さなければならぬのかというお話をいただきました。それでは信用ができないので、きちっとした修学確定通知書もらってくださいということで、実はこれをもらったということでございまして、したがって本人が申し上げてい

る金額と相違ないという確認をしたところでございます。

○1番（細川伸男君） 3回目だけども。

○議長（菅原義幸君） いいですよ細川議員。

○1番（細川伸男君） 町長もそれだけのもの、この文書見ても全然判も何もないんです。私たちがこの文書見て仮に、この人は別にして債務があるからどうこう言っても架空で出されても、ああそうかと。そういう部分で認める話にもならないので、やはりこれを作った段階の契約書あると思うから本人からの契約書、朱肉の付いた当時の契約書があれば1番いいかと思うので、その辺を提出してもらえらるればお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 前回差し上げた資料の中に公益財団法人産業医学振興財団理事長名で印鑑を押した確定通知書が行っているかと思うんですが、きちんと印鑑を押してありますので確認していただければと思います。これは本人の印鑑ではなくて貸付実行した公益法人からの資料でございますので、これについては間違いないものと判断をしたところでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、平成27年第8回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年1月14日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 細 川 伸 男

署名議員 神 田 和 浩